

相模原市中沢財産区議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 6 9 号

相模原市中沢財産区議会設置条例を廃止する条例

相模原市中沢財産区議会設置条例(平成 1 8 年相模原市条例第 1 4 6 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。